

保険手続き中の方へ

就職・離職等で健康保険が切り替わる予定の方、手続き中の方等
有効な保険証が手元にない方は必ず受付にお申し出ください。

その場合でもご受診いただくことは可能です。

※資格を失効した保険証を使用し続けた場合、後日保険者から医療費の返還請求をされます。

当医療モールでは有効な保険証が手元にない場合、
以下の対応をしております。

- ・一度全額自己負担にてお支払いいただき、後日返金手続きをしていただく方法
→返金方法につきましては受付時に別途ご説明いたします。
- ・資格証明書をご持参いただき、保険診療にて受診いただく方法
→下記をお読みいただき、受診時に受付にて証明書をご提示ください。
- ・マイナ保険証を利用し、保険診療にて受診いただく方法
→事前登録が必要です。受診時に登録済みのマイナンバーカードをお持ちください。
※保険者側での登録が未完了の場合は、保険情報が確認できない為ご利用いただけません。

資格証明書について

保険証が発行されるまでの間に医療機関に受診する必要がある場合は、
資格証明書(給付証明書)を発行してもらえます。

加入の保険組合によって異なる為、職場のご担当者様へご確認ください。

以下の場合には証明書を持参いただいても保険診療での受診はできませんのでご注意ください

証明書に不備がある場合

- ・不備のある証明書では保険請求が出来ない為お取り扱いできません。
- ・令和3年4月以降個人単位で枝番が付与されています。
それにともない枝番記載のない証明書は不備のあるものとみなし原則お取り扱いできません。

証明書が正式なものではない場合

- ・国民健康保険に加入の方は給付証明書が正式な証明書です。
資格証明書では保険番号がわからない為、保険診療にはできません。
- ・全国健康保険組合(協会けんぽ)に加入の方は**日本年金機構発行の証明書のみ取扱可能**です。
事業主様発行の証明書は正式な書式として認められていない為、保険診療にはできません。
事業主様または被保険者様の申請により日本年金機構の窓口で資格証明書の発行を受けることが可能ですので、詳しくは日本年金機構のホームページをご確認下さい。